

## 日本間脳下垂体腫瘍学会 COI 自己申告書

1. 会員氏名（和文表記）\_\_\_\_\_

2. 会員氏名（英文表記）\_\_\_\_\_

3. 会員番号 \_\_\_\_\_

あなたは日本間脳下垂体腫瘍学会の会員ですか？

Yes       No      ※いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方のみ以下の項目についてお答えください。

4. あなた自身は昨年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間において、以下の①～⑥の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

Yes       No      ※いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方は自己申告書（別紙 1）の提出が必要です。

①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上

②株の所有

申告基準：単一の企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）  
が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5% 以上を所有

③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上

④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・  
労力に対して支払われた日当（講演料など）

申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計 100 万円以上

⑤企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料

申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上

⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

申告基準：

- 単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上
- 単一の企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた奨学寄付金(奨励寄付金)の総額が年間 200 万円以上

5. あなたの家族（本項では配偶者・一親等以内の親族、あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお、家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）は昨年 1月 1日から 12月 31 日までの 1年間において、以下の①～③の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

Yes       No      ※いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方は自己申告書（別紙 2）の提出が必要です。

①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上

②株の保有

申告基準：単一の企業についての 1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有

③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上

日本間脳下垂体腫瘍学会 COI 自己申告書 別紙 1 (会員自身の申告)

6. 会員氏名 (和文表記) \_\_\_\_\_

7. 会員氏名 (英文表記) \_\_\_\_\_

8. 会員番号 \_\_\_\_\_

9. 自己申告内容

①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上

企業・団体名	昨年 1 年間の収入

②株の所有

申告基準：単一の企業についての 1 年間の株による利益 (配当、売却益の総和)

が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有

企業名	昨年 1 年間の株による利益
企業名	当該全株式の 5%以上を所有の有無

③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上

企業・団体名	昨年 1 年間の特許権使用料

④企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

**申告基準：单一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計 100 万円以上**

企業・団体名	昨年 1 年間の日当（講演料など）合計

⑤企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料

**申告基準：单一の企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上**

企業・団体名	昨年 1 年間の原稿料合計

⑥企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

**申告基準：**

- 単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上
- 単一の企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた奨学寄付金（奨励寄付金）の総額が年間 200 万円以上

企業・団体名	昨年 1 年間の研究費合計

日本間脳下垂体腫瘍学会 COI 自己申告書 別紙 2 (会員家族の申告)

10. 会員氏名（和文表記）\_\_\_\_\_

11. 会員氏名（英文表記）\_\_\_\_\_

12. 会員番号 \_\_\_\_\_

13. 家族（本項では配偶者・一親等以内の親族、あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお、家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）に関する申告内容

①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上

企業・団体名	昨年 1 年間の収入

②株の所有

申告基準：単一の企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）

が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5% 以上を所有

企業名	昨年 1 年間の株による利益
企業名	当該全株式の 5% 以上を所有の有無

③企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上

企業・団体名	昨年 1 年間の特許権使用料